

議案第 3 号

茂原市教育委員会処務規程の一部を改正する等の訓令の制定について

茂原市教育委員会処務規程の一部を改正する等の訓令を次のように制定する。

令和元年 8 月 2 1 日提出

茂原市教育長 内 田 達 也

茂原市教育委員会処務規程の一部を改正する等の訓令

(茂原市教育委員会処務規程の一部改正)

第 1 条 茂原市教育委員会処務規程（昭和47年茂原市教育委員会訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 個別専決事項中

「

機関名	専決事項	教育長	部長	学校教育課長	所長
学校給食共同調理場	1 給食主任会議の開催				○
	2 給食利用中止の受理				○
	3 献立表の交付				○
	4 不適格物資の納入拒否				○
	5 調理室の管理				○
	6 給食費の徴収				○

」を

「

機関名	専決事項	教育長	部長	学校教育課長	センター長
学校給食センター	1 給食食数の決定				○
	2 給食の材料の調達				○
	3 献立予定表の交付				○
	4 食育の推進				○
	5 施設設備の維持管理				○
	6 給食費の賦課及び徴収				○

」に改める。

(茂原市立学校給食共同調理場運営規程の廃止)

第2条 茂原市立学校給食共同調理場運営規程（昭和47年茂原市教育委員会訓令第4号）

は、廃止する。

附 則

この訓令は、令和元年9月1日から施行する。

提案理由 茂原市学校給食センターの新設に伴い、施設名等が変更となることから、  
所要の改正をするものです。